

2) 現金支給に係る職員の給与が給与資金前渡職員口座に滞留し、支給が遅延しているものがあった。

理に努めることも、担当者の引継書に留意事項として記載し、再発防止を図る。

(発生原因の検証結果)

該当する小学校において、該当職員からの給与等口座振込依頼書又は端数給付金口座確認書が未提出であったため現金支給になるが、担当者の給与支給明細書の現金支給額欄及び給与資金前渡口座の確認が不十分であった。

(今後の対応策等)

滞留を確認後、速やかに支給するとともに、該当職員に給与等口座振込依頼書等の提出を求め、給与支払いの口座振替手続きを行った。

今後は、管内小中学校に対して、新たに採用された教職員（臨時的任用職員等を含む）がいる場合には、給与等口座振込依頼書等の提出の確認を徹底するよう学校事務職員研究会等を通じて指導し、再発防止に努める。

監査対象機関	富士・東部教育事務所
監査対象期間	令和3年10月～令和4年9月
監査実施日	令和4年12月20日
監査の結果	講じた措置
<b>(指導事項)</b> 2件 (給与2)	
1) 週休日の振替に係る時間外勤務手当について、次のとおり不備があつた。 ①やむを得ない理由で同一週内に振替ができる場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25／100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあつた。	1) (発生原因の検証結果) 各職員、給与事務担当者及び管理職員が、制度を十分理解しておらず、事務処理が適切に行われていなかつた。 (今後の対応策等) ①過年度支出として、令和5年2月に現金支給処理を行つた。 ②・③人事給与システムへの修正登録を行い、令和5年2月分給与において当該支給分の処理を行つた。 今後は、週休日の振替等の事務処理が適切に行われるよう、各職員に周知徹底を図るとともに、適切に申請・支給事務が行われるよう指導した。
2) 現金支給に係る職員の給与が給与資金前渡職員口座に滞留し、支給が遅延しているものがあつた。	が、当該週に別の週の4時間の割振変更が行われていたため、時間外勤務手当が過大に支給されているものがあつた。 2) (発生原因の検証結果) 該当する小学校において、一部給与が現金支給額欄の確認が不十分であったため現金支給になるが、担当者の給与支給明細書の現金支給額欄及び給与資金前渡口座の確認が不十分であった。

が、当該週に別の週の4時間の割振変更が行われていたため、時間外勤務手当が過大に支給されているものがあつた。

(発生原因の検証結果)

該当する小学校において、一部給与が現金支給額欄の確認が不十分であった職員がいたが、給与支給明細書の現金支給額欄の確認を怠っていたため、給与支給日当日に資金前渡職員口座から現金支給分を出金することができなかつた。

(今後の対応策等)

該当する小学校において、給与等口座振込依頼書が未提出の職員がおり、現金支給の状態となっていたが、給与支給明細書の現金支給額欄の確認が不十分であったため、給与支給日の5日後に現金支給分が出金されていた。

(今後の対応策等)

①については、令和3年9月14日に富士・東部教育事務所が実施した給与事務等学校訪問調査の際に発覚し、現金支給分を即日資金前渡職員口座から出金するよう指導するとともに、現金支給分は給与支給日当日に資金前渡職員口座から出金すること、および毎月の給与支給明細書の現金支給額欄の確認やチェック表による確認を徹底するよう厳重注意を行つた。

また、②についても、令和4年9月21日等学校訪問調査の際に、現金支給分は給与事務処理を行つた。今後は、管内小中学校に対しても、研修会やメール等を通じて注意喚起を行うことにより、給与資金前渡職員口座の適正な取扱いを図る。

監査対象機関	総合教育センター
監査対象期間	令和3年8月～令和4年7月
監査実施日	令和4年10月19日、11月22日
監査の結果	講じた措置
<b>(指導事項)</b> 1件 (給与1)	
1) 代休日を指定して勤務した休日の時間外勤務手当について、支給区分を誤り過大に支給されているものがあつた。	1) (発生原因の検証結果) 代休日を指定して勤務した休日の時間外勤務手当について、支給区分を誤って認識していた。

(今後の対応策等)	過大支給分について、監査終了後、速やかに問い合わせ処理を行は、返還済みである。 今後は、担当者が制度を十分理解した上で入力を行うとともに、その入力結果を担当内で二重チェックし適正な事務処理に努める。 また、担当者の引継書に留意事項として記載し、再発防止を図る。
-----------	--

監査対象機関	図書館
監査対象期間	令和3年9月～令和4年8月
監査実施日	令和4年1月16日、令和5年1月25日
監査の結果	講じた措置
<b>(指摘事項)</b> 1件(給与1)	扶養手当の認定において、認定対象とならない者を認定しており、過大に支給していたものがあった。(合計352,316円)
<b>(指導事項)</b> 5件(給与4、物品1)	1) (発生原因の検証結果) 過去の所属で認定対象とならないにもかかわらず、継続して認定されていたため、当所属でも誤った認識のまま認定していた。 (今後の対応策等) 過年度の所属及び関係課と協議し、れい入処理を行った。 今後は、扶養手当に関する規則に基づく事務手続が適切に行われるよう、担当職員に周知徹底を図るとともに、支給額単価改定時及び手当検認時に二重チェックを行い、再発防止に努める。
1) 週休日の振替において、割り振られた1週間の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた場合、割振り変更前の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して勤務1時間につき給与額の2.5／1100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあった。	1) (発生原因の検証結果) 時間外勤務手当の制度を誤って認識していた。(今後の対応策等) 今後は、時間外勤務手当を支給すべき事由(システムに手入力する必要があるもの)が発生した場合には、職員は月末を待たずに速やかに給与・事務担当者及び管理職員に連絡することとともに、入力の確認を複数人で行うことで再発防止に努める。
2) 扶養手当について、支給額が改定されいたが、扶養手当認定期による認定・確認が行われていなかつた。	2) (発生原因の検証結果) 扶養手当支給額改定は行つたが、扶養親族簿による確認作業を失念した。 (今後の対応策等) 扶養親族簿による認定・確認を行い、該当欄に記載の上、確認欄に署名確認印を押した。 今後は、扶養手当に関する規則に基づく事務手続が適切に行われるよう、担当職員に周知徹底を図るとともに、支給額単価改定時及び手当検認時に決裁者が二重チェックを行

3) 会計年度任用職員に係る期末手当支払の際に、控除する必要のない社会保険料を控除したため、予備監査日現在、離部金に滞留していた。	4) 会計年度任用職員に係る期末手当支払の際に、控除する必要のない社会保険料を控除したため、予備監査日現在、離部金に滞留していた。
5) 図書等の管理において、不明・未返却資料が次のとおり認められた。	5) (発生原因の検証結果) 社会保険について、令和4年5月31日付で退職に伴い資格喪失しているにもかかわらず、令和4年6月賃与支払時に、標準報酬額に基づく社会保険料の控除を行っていた。
① 不明資料 平成30年度 19点 令和元年度 40点 令和2年度 28点 令和3年度 33点 合計 156点	5) (発生原因の検証結果) 社会保険について、令和4年5月31日付で退職に伴い資格喪失しているにもかかわらず、令和4年6月賃与支払時に、標準報酬額に基づく社会保険料の控除を行った。
② 未返却資料 平成30年度 40点 令和元年度 89点 令和2年度 57点 令和3年度 139点 合計 3,923点 (※1,322点)	5) (発生原因の検証結果) 社会保険について、令和4年5月31日付で退職に伴い資格喪失しているにもかかわらず、令和4年6月賃与支払時に、標準報酬額に基づく社会保険料の控除を行つた。 今後は、時間外勤務手当を支給すべき事由(システムに手入力する必要があるもの)が発生した場合には、職員は月末を待たずに速やかに給与・事務担当者及び管理職員に連絡することとともに、入力の確認を複数人で行うことで再発防止に努める。
合計 4,248点 ※令和4年度( )内は、未返却資料のうち返却期限が8月31日以前のもの	1) 再発防止に努める。 2) (発生原因の検証結果) 社会保険について、令和4年5月31日付で退職に伴い資格喪失しているにもかかわらず、令和4年6月賃与支払時に、標準報酬額に基づく社会保険料の控除を行つた。 今後は、時間外勤務手当を支給すべき事由(システムに手入力する必要があるもの)が発生した場合には、職員は月末を待たずに速やかに給与・事務担当者及び管理職員に連絡することとともに、入力の確認を複数人で行うことで再発防止に努める。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用案内や広報物などを通じて啓発活動を行い、利用マナーの向上を図っている。</li> <li>点検漏れや配架場所違いを探すための資料収集システム機器を機器更新で導入した。</li> </ul> <p>(②未返却資料)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用者登録の際、返却期限の厳守をお願いしている。</li> <li>貸出の際、返却日を明記した貸出票を出力している。返却期限が過ぎても返却されない場合は、隔月末にハガキで、年度末にはハガキや電話で督促し、予約がある資料等については、随時督促を行なっている。また、未返却資料等を紛失した場合は、借りた同じ本を弁償させている。</li> <li>督促によっても資料を返却しないときは、「山梨県立図書館運営規則」に基づき、貸出の許可を与えない措置をとり、再発防止を図っている。</li> </ul>						
<table border="1"> <tr> <td>監査対象機関</td> <td>北上高等学校</td> </tr> <tr> <td>監査対象期間</td> <td>令和3年10月～令和4年8月</td> </tr> <tr> <td>監査実施日</td> <td>令和4年11月8日、12月23日</td> </tr> </table>	監査対象機関	北上高等学校	監査対象期間	令和3年10月～令和4年8月	監査実施日	令和4年11月8日、12月23日	<p>監査の結果</p> <p>(指摘事項) 1件 (その他1)</p> <p>1) 収入に関する事務や支出に関する事務等、指導事項に該当する事務処理が多数あつた。</p> <p>指導事項 5件 (収入2、支出1、財産2)</p> <p>①直接収納した授業料について、財務規則第45条に定める現金の払込期限を遅延して扱い込まれているものがあった。</p> <p>②財務規則第47条に基づき、歳入の徵収の事務を私人に委託しようとしたときは、会計管理者に協議することとなつてゐるが、生産物の売り払い代金の徵収に係る事務について、会計管理者に協議が行わられていなかつた。</p> <p>③全国高等学校選抜スキー大会に係る前渡資金について、財務規則第72条第2項に規定する5日を超えて精算されていなかった。</p>
監査対象機関	北上高等学校						
監査対象期間	令和3年10月～令和4年8月						
監査実施日	令和4年11月8日、12月23日						

	<p>(今後の対応策等)</p> <p>④自動販売機の設置目的とした行政財産の貸付けについて、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告が行われていなかつた。</p> <p>⑤鉄筋敷送電線下敷及び公衆電話設置に係る行政財産使用料について、価格改定前の公有財産台帳価格を基に算定したため、過大に徴収していた。</p> <p>監査終了後に公有財産移動報告書を提出し、公有財産台帳の修正を行つた。</p> <p>今後は、規則に基づく事務手続きが適切に行われるよう事務室内に周知徹底するとともに、引継書等に記載し、再発防止に努める。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>1) - ④ (発生原因の検証結果)</p> <p>貸付財産に伴う公有財産事務取扱規則第50条等に関する認識が不足していたため、報告の提出を失念してしまった。</p> <p>1) - ⑤ (発生原因の検証結果)</p> <p>行政財産価格の改定年であつたが、改定前に、引継書等に記載し、再発防止に努めた。</p> <p>監査終了後に公有財産移動報告書を提出し、公有財産台帳の修正を行つた。</p> <p>今後は、規則に基づく事務手続きが適切に行われるよう事務室内に周知徹底するとともに、引継書等に記載し、再発防止に努める。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>1) - ⑤ (発生原因の検証結果)</p> <p>行政財産使用料を算定してしまった。</p> <p>監査終了後に公有財産移動報告書を提出し、公有財産台帳の修正を行つた。</p> <p>今後は、使用許可に関する規則に基づく事務手続きが適切に行われるよう事務室内に周知徹底するとともに、引継書等に記載し、再発防止に努める。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>1) - ⑥ (発生原因の検証結果)</p> <p>行政財産価格の改定年であつたが、改定前に、引継書等に記載し、再発防止に努めた。</p> <p>監査終了後に公有財産移動報告書を提出し、公有財産台帳の修正を行つた。</p> <p>今後は、規則に基づく事務手続きが適切に行われるよう事務室内に周知徹底するとともに、引継書等に記載し、再発防止に努める。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>1) - ⑦ (発生原因の検証結果)</p> <p>契約解除に関する違約金条項が単価契約のものとなつていなかつた。</p> <p>財務規則第47条の規定を熟知しておらず、会計管理者への協議を失念してしまつた。(今後の対応策等)</p> <p>財務規則に基づき会計管理者に協議を行つた。</p> <p>今後は、契約にかかる制度や、必要な手続を事務室内で再度確認し、複数の職員がチェックする体制を整え、遺漏のないよう再発防止に努める。</p>						
<table border="1"> <tr> <td>監査対象機関</td> <td>茎崎工業高等学校</td> </tr> <tr> <td>監査対象期間</td> <td>令和3年10月～令和4年9月</td> </tr> <tr> <td>監査実施日</td> <td>令和4年12月13日</td> </tr> </table>	監査対象機関	茎崎工業高等学校	監査対象期間	令和3年10月～令和4年9月	監査実施日	令和4年12月13日	<p>監査の結果</p> <p>(指摘事項) 1件 (契約1)</p> <p>1) 廉業物処理委託契約書において、契約解除に関する違約金条項が単価契約のものとなつていなかつた。</p> <p>財務規則第47条の規定を熟知しておらず、会計管理者への協議を失念してしまつた。(今後の対応策等)</p> <p>財務規則に基づき会計管理者に協議を行つた。</p> <p>今後は、契約にかかる制度や、必要な手続を事務室内で再度確認し、複数の職員がチェックする体制を整え、遺漏のないよう再発防止に努める。</p>
監査対象機関	茎崎工業高等学校						
監査対象期間	令和3年10月～令和4年9月						
監査実施日	令和4年12月13日						

	<p>(今後の対応策等)</p> <p>④自動販売機の設置目的とした行政財産の貸付けについて、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告が行われていなかつた。</p> <p>⑤鉄筋敷送電線下敷及び公衆電話設置に係る行政財産使用料について、価格改定前の公有財産台帳価格を基に算定したため、過大に徴収していた。</p> <p>監査終了後に公有財産移動報告書を提出し、公有財産台帳の修正を行つた。</p> <p>今後は、規則に基づく事務手続きが適切に行われるよう事務室内に周知徹底するとともに、引継書等に記載し、再発防止に努める。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>1) - ④ (発生原因の検証結果)</p> <p>貸付財産に伴う公有財産事務取扱規則第50条等に関する認識が不足していたため、報告の提出を失念してしまった。</p> <p>1) - ⑤ (発生原因の検証結果)</p> <p>行政財産価格の改定年であつたが、改定前に、引継書等に記載し、再発防止に努めた。</p> <p>監査終了後に公有財産移動報告書を提出し、公有財産台帳の修正を行つた。</p> <p>今後は、規則に基づく事務手続きが適切に行われるよう事務室内に周知徹底するとともに、引継書等に記載し、再発防止に努める。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>1) - ⑥ (発生原因の検証結果)</p> <p>行政財産価格の改定年であつたが、改定前に、引継書等に記載し、再発防止に努めた。</p> <p>監査終了後に公有財産移動報告書を提出し、公有財産台帳の修正を行つた。</p> <p>今後は、規則に基づく事務手続きが適切に行われるよう事務室内に周知徹底するとともに、引継書等に記載し、再発防止に努める。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>1) - ⑦ (発生原因の検証結果)</p> <p>契約解除に関する違約金条項が単価契約のものとなつていなかつた。</p> <p>財務規則第47条の規定を熟知しておらず、会計管理者への協議を失念してしまつた。(今後の対応策等)</p> <p>財務規則に基づき会計管理者に協議を行つた。</p> <p>今後は、契約にかかる制度や、必要な手続を事務室内で再度確認し、複数の職員がチェックする体制を整え、遺漏のないよう再発防止に努める。</p>						
<table border="1"> <tr> <td>監査対象機関</td> <td>茎崎工業高等学校</td> </tr> <tr> <td>監査対象期間</td> <td>令和3年10月～令和4年9月</td> </tr> <tr> <td>監査実施日</td> <td>令和4年12月13日</td> </tr> </table>	監査対象機関	茎崎工業高等学校	監査対象期間	令和3年10月～令和4年9月	監査実施日	令和4年12月13日	<p>監査の結果</p> <p>(指摘事項) 1件 (契約1)</p> <p>1) 廉業物処理委託契約書において、契約解除に関する違約金条項が単価契約のものとなつていなかつた。</p> <p>財務規則第47条の規定を熟知しておらず、会計管理者への協議を失念してしまつた。(今後の対応策等)</p> <p>財務規則に基づき会計管理者に協議を行つた。</p> <p>今後は、契約にかかる制度や、必要な手続を事務室内で再度確認し、複数の職員がチェックする体制を整え、遺漏のないよう再発防止に努める。</p>
監査対象機関	茎崎工業高等学校						
監査対象期間	令和3年10月～令和4年9月						
監査実施日	令和4年12月13日						

<b>(指導事項)</b> 2件 (収入1、契約1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があ った。 高等学校等就学支援金の過大支給による 返還金 過年度分 先数 1件 89,100円	1) (発生原因の検証結果) 当該収入未済については、財務規則の規定 に基づき督促等の処理を行い、令和4年1月1 月に未納者から支払の意思表示があつたが、 現在も未納となっている。  (今後の対応策等) 引き続き財務規則等を遵守しながら、未納 者に対し電話連絡による納入催告を行い、債 権回収に努める。
2) 特別管理産業廃棄物収集運搬業務委託契 約において、財務規則第13・7条第3項に 規定する見積合わせが省略できる特別な理 由に客観的な合理性がないにもかかわら ず、単独随意契約としていた。	2) (発生原因の検証結果) 高濃度P・C・B廃棄物の収集運搬について は、契約可能な業者が複数あることから、本来 は見積合わせをするべきであるところ、財務規 則等の解釈を誤り、単独随意契約としてしま った。  (今後の対応策等) 財務規則の規定を所属内で再度確認し、契 約締結時は規則に沿った取扱を徹底し、再発 防止に努める。

監査対象機関	甲府西高等学校
監査対象期間	令和3年10月～令和4年7月
監査実施日	令和4年10月25日、11月29日
監査の結果	講じた措置

監査対象機関	青洲高等学校 (増穂商業高等学校、市川高等学校、岐南高等学校)
監査対象期間	令和3年11月～令和4年7月
監査実施日	令和4年10月26日、11月24日
監査の結果	講じた措置

監査対象機関	農林高等学校
監査対象期間	令和3年8月～令和4年9月
監査実施日	令和4年12月20日
監査の結果	講じた措置

合4年度 先数1件 500円	行つていなかつたため発見が遅れた。 (今後の対応策等) 収入未済については、督促状を発付し、納 入されたことを確認している。 今後は、納入者と収納状況の確認を密に行 ついくとともに、複数名で定期的に未收 覧及び督促対象一覧表を確認することで再発 防止に努める。
----------------	---

監査対象機関	笛吹高等学校
監査対象期間	令和3年11月～令和4年7月
監査実施日	令和4年10月27日、11月22日
監査の結果	講じた措置

監査対象機関	農林高等学校
監査対象期間	令和3年8月～令和4年9月
監査実施日	令和4年12月20日
監査の結果	講じた措置

1) 毒物及び劇物の管理について、次のとおり不備があった。  
①鍵のない保管庫に保管されているものがなかった。

②毒物劇物管理簿（受払簿）が作成されていなかった。

1) - ①（発生原因の検証結果）  
毒物劇物保管庫の鍵の管理者（担当者）の責任において厳重に管理していたが、授業前に一時的に使用する保管庫に鍵がなかった。  
(今後の対応策等)  
鍵のない保管庫について、直ちに業者に依頼し鍵を整備するとともに、鍵のない場所には保管しないよう職員に周知徹底した。

1) - ②（発生原因の検証結果）  
毒物劇物管理簿（受払簿）の作成が必要であるという認識がなかった。  
(今後の対応策等)  
直ちに毒物劇物管理簿（受払簿）を作成した。今後は、法令等に即した厳格な管理方法を徹底し、取扱に遺漏のないよう努める。

監査対象機関	塩山高等学校
監査対象期間	令和3年11月～令和4年10月
監査実施日	令和5年1月6日
監査の結果	講じた措置
（指導事項）1件（給与1）	1) (発生原因の検証結果) 運用通知を十分に理解せず、従前のように通勤手当を支給していた。 (今後の対応策等) 再計算による過大支給分について、れい入処理を行った。 今後は、手当の支給に関する制度を事務室内で再度確認し、適正な事務処理に努めるとともに、担当者の引継書に留意事項として記載し、再発防止を図る。
監査対象機関	都留高等学校
監査対象期間	令和3年11月～令和4年9月
監査実施日	令和4年10月28日、11月28日
監査の結果	講じた措置
（指導事項）1件（收入1）	1) - ①（今後の対応策等） 本人から分離の要望があつたため、「債務承認及び分割納付誓約書」を徵収した。誓約に沿つた分離がなされているが、完納予定の令和7年3月まで滞りなく納付するよう促していく。 ②行政財産使用に伴う電気料及び水道料 令和4年度分 先数1件 33,016円 1) - ②（今後の対応策等） 相手方に速やかに連絡を行い、電気料及び水道料は取入済みとなつた。

今後は、納入者と取納状況の確認を密に行い、再発防止に努める。

監査対象機関	上野原高等学校
監査対象期間	令和3年11月～令和4年10月
監査実施日	令和5年1月6日
監査の結果	講じた措置
（指導事項）2件（支出1、財産1）	1) 前金払を行っている製氷機の保守点検業務委託について、財務規則第1.2.2条に定める検査調書等が作成されていなかった。 (今後の対応策等) 直ちに必要事項を記載した検査調書を作成した。 今後は、前金払の業務について一覧表を作成し、事務処理に豊富のないように努める。
監査対象機関	中央高等学校
監査対象期間	令和3年8月～令和4年10月
監査実施日	令和5年1月12日
監査の結果	講じた措置
（指導事項）1件（財産1）	1) 行政財産の使用許可において、使用料が改定されていたが、公有財産事務取扱規則第50条第2項に規定する移動報告が行われていなかった。 (今後の対応策等) 今後は、登録内容に変更があった際には、速やかに移動報告するよう職員に周知徹底し、再発防止に努める。
監査対象機関	ひばりが丘高等学校
監査対象期間	令和3年11月～令和4年8月
監査実施日	令和4年11月1日、12月21日
監査の結果	講じた措置
（指導事項）2件（給与2）	1) 週休日の振替において、やむを得ない理由（発生原因の検証結果）

今後は、納入者と取納状況の確認を密に行い、再発防止に努める。

監査対象機関	上野原高等学校
監査対象期間	令和3年11月～令和4年10月
監査実施日	令和5年1月6日
監査の結果	講じた措置
（指導事項）1件（給与1）	1) - ①（今後の対応策等） 本人から分離の要望があつたため、「債務承認及び分割納付誓約書」を徵収した。誓約に沿つた分離がなされているが、完納予定の令和7年3月まで滞りなく納付するよう促していく。 ②行政財産使用に伴う電気料及び水道料 令和4年度分 先数1件 33,016円 1) - ②（今後の対応策等） 相手方に速やかに連絡を行い、電気料及び水道料は取入済みとなつた。
監査対象機関	ひばりが丘高等学校
監査対象期間	令和3年11月～令和4年8月
監査実施日	令和4年11月1日、12月21日
監査の結果	講じた措置
（指導事項）2件（給与2）	1) 週休日の振替において、やむを得ない理由（発生原因の検証結果）

今後は、納入者と取納状況の確認を密に行い、再発防止に努める。

由で同一週内に振替ができる場合、1週間の勤務時間が3・8時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25／100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあった。

2) 住居手当の認定において、住居手当支給上の家賃に含まれない共益費等を含んだ金額で手当額が算定されているものがあった。

職員の制度に対する理解が不十分だった。  
(今後の対応策等)

未支給分については、対象者に追加支給を行った。  
今後は、事務室の全職員が時間外勤務手当に関する規則等の理解を深め、手当支給に漏れがないよう、複数人による確認を行い、適正な事務処理に努める。

(発生原因の検証結果)  
担当職員及び承認者によるチェックが不足していた。

(今後の対応策等)

住居手当の認定を修正し、支給した差額分をれい入した。  
今後は、事務室の全職員が住居手当に関する規則等の理解を深め、常にミスをする可能性があることを念頭に置きながら、認定作業に漏れがないよう、複数人による確認を行い、適正な事務処理に努める。

監査対象機関	盲学校
監査対象期間	令和3年11月～令和4年8月
監査実施日	令和4年11月1日、12月21日
<b>監査の結果</b>	
(指導事項)	3件(給与1、物品1、重点事項1)
1) 週休日の振替において、振替を行い勤務日となつた日に係る時間外勤務手当が、週休日における支給区分のまま過大に支給されていた。	<p>(発生原因の検証結果) 週休日の振替において、振替を行い勤務確認が不十分であり、システムの修正入力を行わずに支給していた。 (今後の対応策等)</p> <p>過大支給分について、れい入の処理を行い返還済みである。 今後は、時間外勤務手当に関する事務手続が適切に行われるよう、入力内容のチェック作業を徹底し、再発防止に努める。</p>
2) 物品(暗所視支援眼鏡)の受け入れについて、財務規則第144条第1項に規定する出納通知が行われていなかつた。	<p>(発生原因の検証結果) クラウドファンディングで集めた寄付金で暗所視支援眼鏡を購入し、希望する盲学校のうち20校へ寄贈するプロジェクトの案内があり、希望したところ、寄贈校として決定された。通常処理している寄付の申出によるものではなかつたことから、物品の受け入れに必要な手続きを失念した。 (今後の対応策等)</p> <p>財務規則第144条第1項に基づく出納通知(受入)を行つた。今後は寄贈物品に係る受け入れ事務の主・副担当者を定めるとともに、財務規則を遵守し適切な事務処理の執行</p>

監査対象機関	あけぼの支援学校
監査対象期間	令和3年11月～令和4年10月
監査実施日	令和5年1月12日
<b>監査の結果</b>	
(指導事項)	1件(給与1)
1) 扶養手当について、支給開始時期を修正していたが、扶養手当認定簿による認定・確認が行われていなかつた。	<p>(発生原因の検証結果) 扶養手当について、支給開始時期を修正していたが、扶養手当認定簿による認定・確認が行われていなかつた。 (今後の対応策等)</p> <p>予備監査後、直ちに扶養手当認定簿による認定・確認を行つた。今後は、今回の指導事項を関係者全員で共有するとともに、担当者が替わっても同様の事例が発生しないよう引継書に留意事項として記載し再発防止を図る。</p>

監査対象機関	ふじざくら支援学校
監査対象期間	令和3年11月～令和4年8月
監査実施日	令和4年11月2日、12月21日
<b>監査の結果</b>	
(指導事項)	1件(契約1)
1) 単価契約であるスクールバスの運行管理業務委託(増便分)に係る契約書において、契約解除時に係る違約金条項が単価契約のものとなつていなかつた。	<p>(発生原因の検証結果) 単価契約であるスクールバスの運行管理業務委託(増便分)に係る契約書において、契約解除時に係る違約金条項が単価契約のものとなつていなかつた。 (今後の対応策)</p> <p>違約金条項に係る制度の認識不足から、年間契約を行つ際に使用する標準様式を元に契約書を作成してしまい、単価契約に対応した違約金条項とすることを失念した。 (今後の対応策)</p> <p>対応した違約金条項に修正する変更契約に結した。 今後は関係法令等をよく確認し、契約内容の実態に即した契約事務の執行に努める。</p>

# 公安委員会

## 山梨県公安委員会告示第七十四号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置され、又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

令和五年六月二十九日

山梨県公安委員会

委員長 高橋英尚

別表第一中

二〇	韮崎市一ツ谷一、九〇四番地先	前	一ツ谷公民館	昭和四九年八月二三日
	○番地先（国道二〇号線）	前	告示第二二一号	告示第二二二号

二〇	韮崎市一ツ谷一、九〇四番地先	前	一ツ谷公民館	昭和四九年八月二三日
	○番地先（国道二〇号線）	前	告示第二二二号	告示第二二二号

四二	北杜市長坂町長坂上条一、五二 ○番地先（主要地方道茅野北杜 韮崎線と市道との十字路交差点）	前	長坂保育園前	平成二十五年四月一八日
	告示第七四四号	前	告示第七四四号	告示第七四四号

四二	北杜市長坂町長坂下条一、五二 ○番地先（主要地方道茅野北杜 韮崎線と市道との十字路交差点）	前	長坂保育園前	平成二十五年四月一八日
	告示第七四四号	前	告示第七四四号	告示第七四四号

に、

を、

に、

を、

別表第四の七六の項及び七七の項を次のように改める。

別表第三の四三七の項を次のように改める。

に改める。  
別表第三の一三四の項を次のように改める。

四三七	削除	部	日下	令和五年六月二九日
				告示第七四四号
				告示第七四四号
				告示第七四四号

八	北都留郡丹波山村二、八四九番 点（国道四一一号線と県道上野野 原丹波山線が交わる丁字路交差点）	丹波山村	入口	都留第二中学
			告示第二二二号	告示第二二二号

八	北都留郡丹波山村二、八四九番 点（国道四一一号線と県道上野野 原丹波山線が交わる丁字路交差点）	丹波山村	入口	都留第二中学
			告示第二二二号	告示第二二二号

五八	都留市四日市場四七三番地先（ 市道同士の十字路交差点）	丹波山村役場	入口	都留第二中学
			告示第二二二号	告示第二二二号

五八	都留市四日市場四、八五一一番地 点（市道側道古川渡東桂線と差 点）	丹波山村役場	入口	都留第二中学
			告示第二二二号	告示第二二二号

七七	七六
削除	削除
笛吹	笛吹
令和五年六月 二九日 告示第七四号	令和五年六月 二九日 告示第七四号

別表第四の六三三の項の次に次のように加える。	七七	七六
	削除	削除
笛吹	笛吹	笛吹
令和五年六月 二九日 告示第七四号	令和五年六月 二九日 告示第七四号	令和五年六月 二九日 告示第七四号

六三四	六三四	市道
線居御坂竹	線居御坂竹	笛吹市八代町高家交差点(高家交差二点)
部)笛吹市御坂町大野寺四 三八番地一先(大野寺四 交差点北東角左折導流部)	笛吹市御坂町大野寺四 三八番地一先(大野寺四 交差点北東角左折導流部)	笛吹市八代町高家交差点(高家交差二点)
車両	車両	車両
終日南から西	終日北から東	終日西から北
笛吹	笛吹	笛吹
令和五年六月 二九日 告示第七四号	令和五年六月 二九日 告示第七四号	令和五年六月 二九日 告示第七四号

別表第五の三九の項を次のように改める。

三九	削除
笛吹	笛吹
令和五年六月 二九日 告示第七四号	令和五年六月 二九日 告示第七四号

別表第五の四一の項を次のように改める。

四一	削除
日下部	日下部
令和五年六月 二九日 告示第七四号	令和五年六月 二九日 告示第七四号

別表第五の六二の項を次のように改める。

六二	削除
日下部	日下部
令和五年六月 二九日 告示第七四号	令和五年六月 二九日 告示第七四号

一五	削除
甲斐	令和五年六月二十九日
甲斐	令和五年六月二九日告示第七四号
甲斐	令和五年六月二九日告示第七四号
甲斐	令和五年六月二九日告示第七四号

別表第十の三四八の項を次のように改める。

三四八	削除
甲斐	令和五年六月二二日告示第七四号

別表第十の三五一の項を次のように改める。

三五一	主要地 方道甲 線 主 要 地 中 央	先 甲斐市西八幡四、三九四番地一 一 一 一 告示第七四号
四〇四	主要地 方道甲 線 主 要 地 中 央	甲斐市竜王新町四六四番地一 一 一 一 告示第七四号
四〇六	主要地 方道甲 線 主 要 地 中 央	甲斐市篠原二、六三五番地先 一 一 一 告示第七四号
六〇六	市道	甲斐市篠原二、六三五番地先 一 一 一 告示第七四号

別表第十の四〇四の項を次のように改める。

九七五	主要地 方道甲 線 主 要 地 中 央	笛吹市石和町市部八二二番地先 一 一 一 告示第七四号
九六六	国道四 一 一 号	笛吹市石和町市部八二二番地先 一 一 一 告示第七四号
九六七	国道四 一 一 号	笛吹市石和町市部一、一五四番 四 笛吹 告示第七四号
九六三	国道一 四〇号	笛吹市石和町松本九七番地先 四 笛吹 告示第七四号
九三六	削除	

別表第十の九七五の項を次のように改める。

六二三	主要地	甲斐市下今井一八三番地先 南アルプス市飯野三、四六五番 地七先
六〇六	市道	甲斐市下今井一八三番地先 南アルプス市飯野三、四六五番 地七先
三	スル南 プア	令和五年六月二二日告示第七四号
三	甲斐	令和五年六月二二日告示第七四号

別表第十の六〇六の項を次のように改める。

線府 方道甲	綫 方 道 甲
甲斐	令和五年六月二二日告示第七四号

別表第十の九三六の項を次のように改める。

九三三	国道四 一 一 道四 勝山
沼田	線 縣 道 勝山
笛吹	市一宮町田中六八番地先
三	笛吹
三	笛吹

別表第十の九六三の項を次のように改める。

九三六	削除
九	笛吹

別表第十の九六六の項及び九六七の項を次のように改める。

九六六	国道一 一 号	笛吹市石和町市部八二二番地先 一 一 一 告示第七四号
九六七	国道四 一 一 号	笛吹市石和町市部一、一五四番 四 笛吹 告示第七四号
九六三	国道一 四〇号	笛吹市石和町松本九七番地先 四 笛吹 告示第七四号
九三六	削除	

別表第十の九六六の項及び九六七の項を次のように改める。

九七五	主要地 方道甲 線 主 要 地 中 央	笛吹市石和町河内八二二番地先 一 一 一 告示第七四号
九六六	国道一 一 号	笛吹市石和町市部八二二番地先 一 一 一 告示第七四号
九六七	国道四 一 一 号	笛吹市石和町市部一、一五四番 四 笛吹 告示第七四号
九六三	国道一 四〇号	笛吹市石和町松本九七番地先 四 笛吹 告示第七四号
九三六	削除	

別表第十の一、二二五の項を次のように改める。

一、二二五	削除
大月	令和五年六月二 九日 告示第七四号

別表第十の一、四〇六の項を次のように改める。

一、四〇六	国道二〇号
一	甲斐

別表第十の一、五五七の項及び一、五五八の項を次のように改める。

一、五五七	市道
一	笛吹

別表第十の一、五五八の項を次のように改める。

一、一九	削除
一	笛吹

別表第十の一、四四二の項を次のように改める。

一、四四二	削除
一	笛吹

別表第十の一、五二一の項を次のように改める。

一、五二一	削除
一	笛吹

別表第十の一、五七三の項を次のように改める。

二、五七三	市道
一	地南アルプス市飯野一、九一二番
一	スル南プア
告示第七四号	令和五年六月二 九日 告示第七四号
告示第七四号	令和五年六月二 九日 告示第七四号

別表第十の一、一二三の項を次のように改める。

三、一二三	市道
四	都留市四日市場四七三番地先（
四	市道同士の十字路交差点）
大月	令和五年六月二 九日 告示第七四号
鰍沢	令和五年六月二 九日 告示第七四号
部日下	令和五年六月二 九日 告示第七四号
五、一八〇	削除
五	甲斐市龍地三、五八八番地三先（
五	市道同士の十字路交差点）
二	令和五年六月二 九日 告示第七四号
二	甲斐
二	令和五年六月二 九日 告示第七四号
二	甲斐
二	令和五年六月二 九日 告示第七四号
五、七二三	市道
五、七二四	市道
五、七二五	市道
五、七二六	市道
先富士吉田市旭一丁目一〇番九号	蔚崎市若宮一丁目二番五〇号先（
一	駅前口一タリ一出口右折導流部
吉富士	甲斐
告示第七四号	令和五年六月二 九日 告示第七四号
告示第七四号	令和五年六月二 九日 告示第七四号

別表第十一の一四の項を次のように改める。

一四	削除
甲斐	令和五年六月二一 九日 告示第七四号

別表第十六の七九七の項及び七九八の項を次のように改める。

七九七	削除
七九八	削除
	笛吹 令和五年六月二一 九日 告示第七四号

別表第十六の八二四の項を次のように改める。

八二四	削除
	笛吹 令和五年六月二一 九日 告示第七四号
	笛吹 令和五年六月二一 九日 告示第七四号

別表第十六の八四〇の項を次のように改める。

八四〇	削除
	笛吹 令和五年六月二一 九日 告示第七四号
	笛吹 令和五年六月二一 九日 告示第七四号

別表第十六の九一一の項を次のように改める。

九一一	削除
	笛吹 令和五年六月二一 九日 告示第七四号
	笛吹 令和五年六月二一 九日 告示第七四号

別表第十六の一、一三七の項を次のように改める。

一、一三七	削除
	笛吹 令和五年六月二一 九日 告示第七四号
	笛吹 令和五年六月二一 九日 告示第七四号

別表第十六の一、一三九の項を次のように改める。

一、一三九	削除
	笛吹 令和五年六月二一 九日 告示第七四号
	笛吹 令和五年六月二一 九日 告示第七四号

別表第十六の一、三四三の項を次のように改める。

一、三四三	市道
	笛吹市八代町高家一、八三七番 地二先(市道同士の十字路交差 点・北進車両)
	笛吹 令和五年六月二一 九日 告示第七四号

別表第十六の一、三五三の項を次のように改める。

一、三五三	市道
	笛吹市八代町高家二、〇五三番 地一先(市道同士の十字路交差 点・南進車両)
	笛吹 令和五年六月二一 九日 告示第七四号

別表第十六の一、三五五の項を次のように改める。

一、三五五	市道
	笛吹市八代町高家六一二番地先 点(市道同士の十字路交差 点・北進車両)
	笛吹 令和五年六月二一 九日 告示第七四号

別表第十六の一、八五〇の項を次のように改める。

一、八五〇	市道
	市道と主要地方道 との丁字路 交差点、 西進車両 ・北進車両)
	笛吹 令和五年六月二一 九日 告示第七四号

別表第十六の一、八六五の項を次のように改める。

一、八六五	市道
	笛吹市八代町高家三二〇番地先 ・北進車両)
	笛吹 令和五年六月二一 九日 告示第七四号

別表第十六の一、九五〇の項を次のように改める。

一、九五〇	削除
	笛吹 令和五年六月二一 九日 告示第七四号
	笛吹 令和五年六月二一 九日 告示第七四号

別表第十六の一、九五〇の項を次のように改める。

一、九五〇	削除
	笛吹 令和五年六月二一 九日 告示第七四号
	笛吹 令和五年六月二一 九日 告示第七四号

別表第十六の二、〇〇〇の項を次のように改める。	二、〇〇〇	削除	笛吹	令和五年六月二 九日 告示第七四号
別表第十六の二、四九一の項を次のように改める。	二、四九一	削除	笛吹	令和五年六月二 九日 告示第七四号
別表第十六の二、六九六の項を次のように改める。	二、六九六	削除	笛吹	令和五年六月二 九日 告示第七四号
別表第十六の二、七〇四の項を次のように改める。	二、七〇四	削除	笛吹	令和五年六月二 九日 告示第七四号
別表第十六の二、八二〇の項を次のように改める。	二、八二〇	削除	南甲府	令和五年六月二 九日 告示第七四号
別表第十六の二、八六〇の項を次のように改める。	二、八六〇	削除	南甲府	令和五年六月二 九日 告示第七四号
別表第十六の二、八七七の項を次のように改める。	二、八七七	削除	日下部	令和五年六月二 九日 告示第七四号
別表第十六の二、二八八の項を次のように改める。			南甲府	令和五年六月二 九日 告示第七四号
	南アルス ラムヌ	南アルス ラムヌ	南甲府	令和五年六月二 九日 告示第七四号
	告示第七四号	告示第七四号	日下部	令和五年六月二 九日 告示第七四号
	令和五年六月二 九日 告示第七四号	令和五年六月二 九日 告示第七四号	南甲府	令和五年六月二 九日 告示第七四号

三、二八八	削除	笛吹	令和五年六月二一 告示第七四号
三、二九五	削除	笛吹	令和五年六月二一 告示第七四号
三、五四七	削除	甲斐	令和五年六月二一 告示第七四号
別表第十六の三、五四七の項を次のように改める。	別表第十六の三、五四七の項を次のように改める。	別表第十六の三、五四七の項を次のように改める。	別表第十六の三、五四七の項を次のように改める。
四、三一九	市道	笛吹	令和五年六月二一 告示第七四号
別表第十六の四、三一九の項を次のように改める。	別表第十六の四、二六〇の項を次のように改める。	別表第十六の三、七六〇の項及び三、七六一の項を次のように改める。	別表第十六の三、七六〇の項及び三、七六一の項を次のように改める。
四、二六〇	市道	笛吹	令和五年六月二一 告示第七四号
三、七六一	削除	笛吹	令和五年六月二一 告示第七四号
三、七六〇	削除	笛吹	令和五年六月二一 告示第七四号
別表第十六の四、二六〇の項を次のように改める。	別表第十六の四、二六〇の項を次のように改める。	別表第十六の三、七六〇の項及び三、七六一の項を次のように改める。	別表第十六の三、七六〇の項及び三、七六一の項を次のように改める。
四、二六〇	市道	笛吹	令和五年六月二一 告示第七四号
三、七六一	削除	笛吹	令和五年六月二一 告示第七四号
三、七六〇	削除	笛吹	令和五年六月二一 告示第七四号
別表第十六の四、二六〇の項を次のように改める。	別表第十六の四、二六〇の項を次のように改める。	別表第十六の三、七六〇の項及び三、七六一の項を次のように改める。	別表第十六の三、七六〇の項及び三、七六一の項を次のように改める。
四、三一九	市道	笛吹	令和五年六月二一 告示第七四号
別表第十六の四、三一九の項を次のように改める。	別表第十六の四、三一九の項を次のように改める。	別表第十六の三、七六〇の項及び三、七六一の項を次のように改める。	別表第十六の三、七六〇の項及び三、七六一の項を次のように改める。
四、三一九	市道	笛吹	令和五年六月二一 告示第七四号
進車両	(市道同士の丁字路交差点・南先)	笛吹	令和五年六月二一 告示第七四号
甲斐	笛吹	笛吹	令和五年六月二一 告示第七四号
告示第七四号	令和五年六月二一 告示第七四号	令和五年六月二一 告示第七四号	令和五年六月二一 告示第七四号

四、三三〇	市道	笛吹市石和町東高橋五五番地先 （市道同士の丁字路交差点・西先）	笛吹	令和五年六月二一 九日 告示第七四号
四、五六五	削除			
四、六七一	市道	南アルプス市飯野三、一六三番地先 （市道同士の丁字路交差点・北先）	笛吹	令和五年六月二一 九日 告示第七四号
四、六七一	市道	甲斐	笛吹	令和五年六月二一 九日 告示第七四号
五、二一五	市道	甲斐	笛吹	令和五年六月二一 九日 告示第七四号
五、三五一	削除	告示第七四号	告示第七四号	告示第七四号
五、三五三	笛吹	告示第七四号	告示第七四号	告示第七四号
五、三五三	笛吹	告示第七四号	告示第七四号	告示第七四号
五、六七四	削除	告示第七四号	告示第七四号	告示第七四号
六、〇八三	削除			

別表第十六の六、〇八三の項を次のように改める。				

別表第十六の六、二五四の項から六、二五六の項までを次のように改める。				
六、二五四	市道	笛吹市若宮一丁目二番五〇号先 （市道同士の丁字路交差点・東先）	笛吹	令和五年六月二一 九日 告示第七四号
六、二五六	市道	笛吹市若宮一丁目二番五〇号先 （市道同士の丁字路交差点・南先）	笛吹	令和五年六月二一 九日 告示第七四号
六、二五六	市道	甲斐	笛吹	令和五年六月二一 九日 告示第七四号
六、二五六	市道	甲斐	笛吹	令和五年六月二一 九日 告示第七四号
六、五五一	削除	告示第七四号	告示第七四号	告示第七四号
六、五五一	削除	告示第七四号	告示第七四号	告示第七四号
七、五〇一	削除	告示第七四号	告示第七四号	告示第七四号
七、五〇一	削除	告示第七四号	告示第七四号	告示第七四号
八、九四四	削除	告示第七四号	告示第七四号	告示第七四号
八、九四四	削除	告示第七四号	告示第七四号	告示第七四号
八、九四四	削除	告示第七四号	告示第七四号	告示第七四号
八、九四四	削除	告示第七四号	告示第七四号	告示第七四号
一〇、一五九	削除	告示第七四号	告示第七四号	告示第七四号
一〇、一五九	削除	告示第七四号	告示第七四号	告示第七四号
鰐沢	笛吹	告示第七四号	告示第七四号	告示第七四号
鰐沢	笛吹	告示第七四号	告示第七四号	告示第七四号
六、〇八三	削除			

一一、一七九	一二、一七八	一二、一七七	一二、一七六	一二、一七五	一二、一七四	一二、一七三	一二、一七二	一二、一七一	別表第十六の一、〇六八の項を次のように改める。
市道	市道	市道	市道	市道	○国道二号	市道	市道	市道	別表第十六の一、〇一一の項の次に次のように加える。
市道と主要地方道甲府韋崎線 若宮一丁目一番六号先（ 南アルプス市加賀美三八四番地 東進車両）	市道と主要地方道韋崎昇仙峡線 （市道同士の十字路交差点・西進 車両）	市道と主要地方道甲府韋崎線 （市道同士の丁字路交差点・南進 車両）	市道と主要地方道甲府韋崎線 （市道同士の丁字路交差点・北進 車両）	市道と主要地方道甲府韋崎線 （市道同士の丁字路交差点・西進 車両）	甲府市増坪町七九一一番地 （市道同士の十字路交差点・西進 車両）	甲府市増坪町七〇九番地一先 （市道同士の丁字路交差点・西進 車両）	甲府市国母六丁目五番一號先 （市道方向への左折導流部）	甲府市湯村三丁目四番三四號先 （市道と主要地方道甲府韋崎線 と丁字路交差点・南進車両）	甲府市湯村三丁目四番三四號先 （市道と主要地方道甲府韋崎線 と丁字路交差点・南進車両）
甲斐	普南アル	普南アル	南甲府	南甲府	令和五年六月二一 九日	令和五年六月二一 九日	令和五年六月二一 九日	令和五年六月二一 九日	日下部 九日
九日	告示第七四号	告示第七四号	告示第七四号	告示第七四号	笛吹	笛吹	笛吹	笛吹	告示第七四号
					九日	九日	九日	九日	令和五年六月二一 九日
					告示第七四号	告示第七四号	告示第七四号	告示第七四号	告示第七四号

四三二	削除
四六八	削除

別表第三十三の四六八の項を次のように改める。

笛吹	令和五年六月二九日
部日下	令和五年六月二九日

告示第七四号

発行者 山梨県

甲府市丸の内一丁目六番一號

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番